

発行責任者  
公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会  
湘南支部長 清崎 忠園  
平塚市豊原町 23 - 14  
Tel : 080-1174-8224

# 隊友

## 湘南支部ニュース

国民と自衛隊との架け橋!

「隊友会本部総会時の県会長による議決権の代理行使のための委任状の提出のご協力をお願いについて」(事前連絡)

毎年、4月号隊友紙に掲載されます通り、令和6年度は6月10日に「隊友会令和6年度定時総会」が東京で開催されます。この総会に神奈川県隊友会代表として会長が出席し、県代表の議決権を行使します。

### 1. 委任状

議決権を行使するためには、**正会員各位から委任状を提出**していただく必要があります。

隊友会の規約により**正会員数の1/2以上からの委任状が必要**となっております。

因みに湘南支部の正会員数は令和6年4月1日現在141名でありその1/2以上の71名からの委任状が必要となります。正会員各位のご協力を宜しくお願い致します。

### 2. 隊友会総会議案

総会議案の内容は、5月号の隊友紙に掲載されますのでご確認ください。

### 3. 電磁的方法(メール)による議決権の代理行使の方法

今回から電磁的方法(メール)による議決権の代理行使の方法が推奨されています。このため、湘南支部としては既にメールアドレスを登録されている正会員にはメールで議決権の代理行使の方法についてご連絡いたします。(5月10日頃を予定)

### 4. 電話またはハガキによる議決権の代理行使の方法

電話による議決権代理行使の可否についての確認が可能となりました。このため事務局から電話を活用し確認します。もしくは少人数宛となりますが、従来通り別途送付しますハガキの「議決権の代理行使書(委任状)」に必要事項を記入の上返送をお願いします。

### 5. 事務局の考え方

昨今の郵送料金、宅配等の値上げに對しましてはその節減対策に苦慮しております。このため、本件に關しましては極力メール又は電話による確認を主用と対応し、目標の71名の議決権代理行使の承諾を得次第、電話の活用及びハガキの郵送は終了します。

(1)メールアドレスを登録されている会員へは、5月10日頃送付しますメールに必要事項をご記入の上返信をお願い致します。

(2)メールアドレスを登録されていない会員へは、事務局から電話で代理行使の可否を確認いたしますのでご協力ください。

(3)最後の方法として一部の会員へ後送しますハガキの「議決権の代理行使書」に必要事項をご記入の上、5月30日(火)必着にてご返信、ご返送をお願い致します。

(4)現在正会員の方でメールアドレスを登録されていない会員は、まだ時間的に余裕がありますのでこの機会に事務局へ登録をお願い致します。

またアドレスの変更等がありましたらご連絡下さい。ご協力をお願い致します。

以上議決権の代理行使のための委任状の提出のご協力をお願いについて事前にお知らせ致します。

「お問合わせ先」

湘南支部事務局長 小見山 雅  
Eメール: [komi.yama@kt.d.biglobe.ne.jp](mailto:komi.yama@kt.d.biglobe.ne.jp)  
電話 : 090-2157-5297

### 災害時のトイレ

支部理事 鼓 達也

令和6年能登半島地震では広範囲で上下水道が機能不能となった。この場合マンホールトイレは使用できず、汲み取り式の仮設トイレを使用するが、し尿の回収が追いつかずトイレの使用困難に陥り、不衛生による精神的苦痛・感染症、水分不足による膀胱炎・エコノミー症候群・脳や心筋梗塞に至るリスクがある。

過去の災害復旧状況から上下水道の復旧には最低でも約1カ月を要すると言われる。まず人は1日どれくらい排泄するのか。平均的には、1日平均5回とされ1日当たり必要な便袋の枚数は最大想定避難者数×5回。

5, 250 L(避難所で1週間の排泄量)÷500 L(仮設トイレ1基の容量)≒10.5。このように1週間仮設トイレの10基以上が汚物で溢れ使用不可能となる。

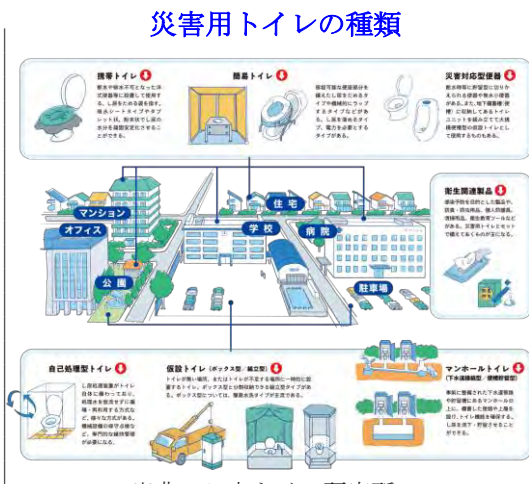
500回の排泄に対応する必要がある。個人で携帯トイレを最低でも35セットも用意する必要がある。避難所にはどれくらいトイレが必要か。スフィアプロジェクトでは過去の災害や国際基準等から災害発生当初は、避難者約50人当たり1基。その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基あるとトイレに長い時間並ぶことなく使用可能となり、女性用対男性用の割合は3...1が理想的とされる。

くみ取り式の仮設トイレを利用する場合は排泄量も考慮する必要がある。1日当たりのし尿の発生量の目安は300ml(平均的排泄量)×5回(平均回数)×最大想定避難者数。※洗浄水を使用する場合は、200ml/回をプラスする。

し尿処理能力(容量)は便槽の容量(L)×トイレの数。汲み取りの回数は、し尿処理能力÷1日当たりの汚物の量であるが災害時には業者は平時のようなスムーズな活動は困難。500人の避難所の排泄量は500人×5(排泄回数/日)×300ml(1回排泄量)≒750,000ml(750L)/日となる。1週間では750L(避難所で1日あたりの排泄量)×7日≒5,250Lとなる。仮設トイレの便槽容量を調べると400〜500Lが多い。5,250L(避難所で1週間の排泄量)÷500L(仮設トイレ1基の容量)≒10.5。このように1週間仮設トイレの10基以上が汚物で溢れ使用不可能となる。

植え込みなどに排泄する人も出るかもしれないが感染症や観葉衛生上厳禁である。発災後すぐに排泄の需要が高まる、排泄の対応方法を自助として平時から準備することが重要である。参考・引用・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

平成28年4月内閣府(防災担当)



出典：日本トイレ研究所

災害時要配慮者の備え

支部理事役 鼓 達也

災害対応では自助7割、共助2割、公助1割と言われる自助が災害対策の基本である。災害時要配慮者も同様であり平時から備えが必要である。

緊急時連絡先

家族親戚やケアマネージャー、地域包括支援センター・民生委員、地域の自主防災会など普段から緊急時の連絡先や対応方法を検討しておくこと。近所のつながりも大切。

避難行動要支援者名簿

市町村が自ら避難が困難な者の名簿を作成し災害時に活用するもの。介護保険利用者・障がい者手帳所持者や生活保護など行政が関わる者以外は自ら申告する必要がある。自治体により運用が異なる。自治会の自主防災組織も災害時には活用されるもの。

個別避難計画

災害時に多くの災害時要配慮者の方が被害に遭われている。令和3年災害対策基本法の改正により、個別避難計画を作成が市町村の努力義務とされた。ケアマネージャーや地域包括支援センターに確認すると良い。平時からハザードマップの確認やマイタイムラインを計画しておくことが減災につながる。

補助器具

眼鏡・補聴器・義歯・杖など、避難所に無い物で、日常生活に支障をきたして健康状態の悪化につながる。その人にとつての必需品を洗い出し、常に持ち出せるようにし、可能であれば予備もあると良い。医療機器使用者は停電対応も重要。

薬

災害時の医療チームは巡回が不定期であり薬剤の種類は限定される。かかりつけ医も通常の診療が可能とは限らない。薬は余裕をもっておくことをお勧めする。ケアマネージャー・往診医や訪問看護師を利用している場合は平時から対応方法を検討しておくこと。お薬手帳は非常持ち出し品とするのも大切。

サービス利用者

令和3年の介護報酬改定において、

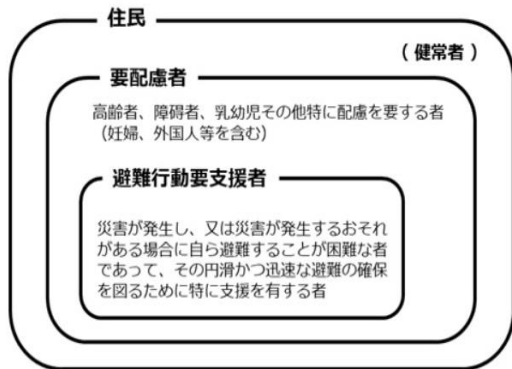
すべての介護施設に「事業継続計画(BCP)」が義務付けられ、2024年4月からの義務化に対応することと定められているので、デイケアやショートステイ中に発災した時の対応方法やそのまま避難所などとして活用できるのか確認しておくこと。また2次避難所や福祉避難所がどこにあるのか確認しておくことも大切。

避難すべきか

これはケース・バイ・ケース。要介護者で寝たきり・外出できる体力がない・在宅酸素など医療機器を使用している者は家族や自身での移動は難しく、避難先に医師や看護師がいるとは限らない。避難ありきではなく平時から対応を計画しておくことが必要。

対応方法は個々で異なる為、自治体・自主防災会・医療福祉職などに関わると良い。大切なことは自助の能力を強化することである。

住民、要配慮者(避難行動要支援者)の概念



出典：静岡県危機管理部危機管理課

令和6年度年会費納入者(順不同・敬称略) 湘南支部長(四月十四日現在)

次回の会員各位から年度会費を納入していただきました。ご協力に感謝申し上げます。

特別会員

大野直人、金子勇二、川内美喜男、小池淑子、河野太郎、佐奈田幸一、田邊明生、野村昌平、府川太郎、星野剛士、牧石健志、山本哲、和栗清、

正会員

荒木裕高、石川潤一、伊藤靖史、岡崎光博、窪田朗、高鹿治雄、小見山雅、榎木実、平形武夫、森崎賢治、渡辺一正、

終身(寄付者)

青山元彦、尾崎謙一、清崎忠園、佐藤友昭、澤野憲二、関 克行、高見巖、高山雅司、鼓 達也、西村剛、平川幹雄、蛭田信次、深澤文晴、堀井光男、宮崎栄介、山岸征洋、

「支部の予定」

- 05/18 (土) 第2回支部理事役会
- 05/22 (水) 5月隊友紙発送
- 05/25 (土) 総会、防衛講演会
- 06/01 (土) 第3回支部理事役会
- 06/中旬 第1回名所旧跡探勝
- 06/19 (水) 6月隊友紙発送
- 07/06 (土) 第4回支部理事役会

編集後記

3日に発生した台湾東部地震は、甚大な被害が発生しました。震災により亡くなられた方のご冥福をお祈り致します。今後とも各種ジャンルに亘る、ご寄稿のご協力を宜しくお願い致します。